

新型コロナウイルス感染症の影響によりお困りの方へ

市税等の納付相談について

令和2年3月
北見市

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、市税等の納付が困難な方は、徴収の猶予等が認められる場合がありますので、以下のお問い合わせ先にご相談ください。

【お問い合わせ先】

納付の種類	担当課	電話番号
市税等	総務部納税課	0157-25-1116
上下水道料金	上下水道局料金センター	0157-25-1178

市税等の減免

減免については、各賦課担当課までお問い合わせください。